

平成 16 年度

第 8 回 新南陽地区地域審議会会議録

日時：平成 16 年 10 月 6 日

場所：周南市新南陽総合支所 3 階第 3 応接室

平成16年度第8回新南陽地区地域審議会 会議録

1. 開催日時 平成16年10月6日(水)
開 会：午後2時00分
閉 会：午後4時00分
2. 開催場所 周南市新南陽総合支所 3階第3応接室
3. 出席委員 (1)菊 地 光 雄
(2)志 賀 武 男
(3)伊 藤 禎 亮
(4)原 田 常 代
(5)藤 井 道
(6)中 山 哲 男
(7)浅 海 道 子
(8)赤 星 公 平
(9)山 本 正 之
(10)橋 本 忠 典
(11)田 中 靖 士
(12)角 成 明
4. 欠席委員 (1)林 保 男
(2)中 村 直 子
(3)長 嶺 平 治
5. 出席職員 新南陽総合支所長 田 村 俊 雄
新南陽総合支所次長 片 山 正 美
市民経済部長 吉 山 良 治
地域振興課長 坪 井 博 祐
地域振興課 担当 石 川 求 久
同 担当 中 田 憲 利
6. 会議次第 別紙のとおり
7. 会議経過 別紙のとおり

平成16年度 第8回新南陽地区地域審議会

平成16年10月6日 14時00分～ 周南市新南陽総合支所 3階第3応接室
--

～ 会 議 次 第 ～

1. 開 会

2. 議 事

(1) 審議委員より提出された質問書に対する回答(市民経済部)

(2) 欠員が生じたことによる補欠委員の選任について

(3) 意見具申の内容について

(4) 次回の開催日程について

3. 閉 会

【 会 議 経 過 】

1. 開会

2. 議事

(1) 審議委員より提出のあった質問書に対する回答(市民経済部)

事務局 : 配布資料の説明。

本日は前回ご説明が出来ませんでした質問に対して、市民経済部長より回答させていただきます。

経済部長 : 市民経済部に関する質問3点についてご説明させていただきます。

和田の集落排水については平成8年より高瀬地区を実施し、高瀬地区終了後は中村地区の事業着手を行う予定となっておりますが、現在まで未着手の状況となっております。

平成16年度は調査費として300万円程度を計上しております。

中村地区は処理面積20ha、処理人口230人(77戸)ですが、排水処理は北部特定環境保全事業下水道処理場の利用を旧新南陽時代より計画しております。これは北部特定環境保全事業下水道処理場に余剰処理能力があること、新たに処理場を建設する場合2億2千万円程度の費用を要することなどから計画されたものですが、農業集落排水の処理を公共下水道の施設で行うこととなるため、施設供用について国からの了解が得られておらず、今後も県を通じて国への働きかけを行い事業の進捗をはかりたいと考えております。

次に、中の川の架橋調査につきましては、平成5年より福川の水産業の振興をはかる目的で新たに魚市場の建設を計画し、現在まで総額30億円の予算を投入(内28億円が補助対象事業)いたしました。平成11年に戸田、新南陽、徳山、下松、檜浜の5漁協の合併の話があったため市場統合の調査を行いました。市場をどこに置くかはっきりしないまま県内漁協の合併の話が持ち上がったため、平成15年度に事業中止というかたちになっており、中の川架橋の計画もこれに含まれていましたので、同様に中断した状態となっております。

今度、市場統合をどのようにするかという方向性が示されれば再検討されることとなります。

最後に企業誘致に関しまして、米光工業団地につきましては合併後、食品製造会社1件、小売業者1件より引き合いがあり、条件面での調整を行って

いる状況です。

会 長 : みなさんからご質問がございましたらどうぞ。

委 員 : 農林水産省と国土交通省の権益の対立や、市が国に対してどのような働きかけをしているのかということは地域の人たちには分かりません。情報をきちんと提供することが大事だと思いますが、そのあたりはどのようになっているのでしょうか。

委 員 : 高瀬地区の整備が終了次第、直ちに中村地区の整備に着手すると地元と約束をしておられますので、地元としては設置費用については高瀬、米光地区と同額と認識しています。

しかし、なかなか着手されない状況なため、地元としては高瀬、米光地区と同様に早急に整備をしていただきたいということだと思います。

会 長 : 高瀬地区では集落排水事業が完了し、中村地区では未着手のままとなっているとのことですが、両地区での違いとは何でしょうか。

経済部長 : 中村地区の場合、米光に北部特定環境整備事業下水道処理場があり、これを利用すれば新たに処理場を建設する必要がないこと。

管渠については公共下水道事業の場合は補助対象とならないが、農業集落排水事業については補助事業となること。

以上のことから管渠は農業集落排水事業で整備し、処理場は米光の公共下水道処理場を使用する形での整備を計画いたしました。公共下水道の処理施設を使用することに対して国土交通省の許可が得られないため事業着手が出来ない状況となっています。

会 長 : 農林水産省と国土交通省のいわゆる「縦割り行政の弊害」ということだと思いますが、それは旧新南陽時代からあったことではないのでしょうか。

にもかかわらず、旧新南陽時代に中村地区に対して下水道の整備を約束したということは、何らかの見込みがあつてのことではなかったのでしょうか。

経済部長 : 当時より縦割り行政の弊害を無くしていこうということが言われ始めており、そこに期待をしていた部分はあつたのですが、現実にはなかなか難しく昨年8月にも国土交通省に対してお願いをしたのですが了解が得られませんでした。

委 員 : 旧新南陽時代に高瀬地区が終了後には中村地区の整備を行うと約束をした以上、国土交通省の了解が得られないからといって約束を反故にすることはできないのではないのでしょうか。

どこの補助金を使うかというのは行政のテクニックの問題ですから、それが行き詰まったから整備が出来ないということは理由にはならないと思います。

経済部長 : 最終的には、農業集落排水として処理場を別個に建設するのか、将来的な

処理場の維持管理費を考慮し、管渠は市費で行うことになるが公共下水道として北部特定環境保全下水道処理場を使用するかということについて、市長の判断を仰ぐこととなると思います。

現在は本庁農政課の所管となっておりますが、この問題については総合支所からも十分申し送りをいたしてありまして、今年度も調査費を計上いたしております。

会 長 : 米光の企業団地については現在交渉中とのことですが、他県でも見られるようにかなりの優遇措置を行っている場合がありますので、地域の活性化等将来的なことも考慮してさらなる条件面での優遇も検討しておられるのでしょうか。

経済部長 : その点については十分認識いたしてありまして、かなりの条件については呑むというスタンスで交渉を行っております。

委 員 : 具体的な内容が分かりませんので「かなり」というのがどの程度のものなのかははっきりしませんが、投資に対する見返りが期待できるのであれば、環境を整えるためにも先行投資ということも必要になると思います。

委 員 : 長期的に考えればかなりな優遇措置を行っても、誘致したほうがプラスに転じると思われず。

会 長 : 以上でご質問はよろしいでしょうか。
では経済部長、本日はありがとうございました。

(2) 欠員が生じたことによる補欠委員の選任について

会 長 : 議題に入る前に、前回出席者が7名ということで審議会としては不成立となりましたので、勉強会という形で開催をいたしました。先程事務局からも説明がありまして、委員の方1名が市外に転勤されたということで審議委員を辞退されました。

後任について推薦をいただいておりますが、現段階で審議会に参加していただくよりは、むしろ次期審議会の委員としてご参加いただく方が適切ではないかと考えております。

もうお一人の委員の方につきましては、これまで審議会への出席が無く事務局からも連絡を取っているのですが連絡が取れない状況ですので、事務局より本人の事情、意向を確認してもらい辞退の意思を持っておられるのであれば委員辞退の手続きを取っていただきたいと思います。以上2点につきまして皆様のご意見はいかがでしょうか。

委 員 : 地域審議会の設置要領というものがあると思うのですが、今回のように委

員に欠員が生じた場合の取り扱いについての規定はないのでしょうか。

事務局 : 「審議委員は15名以内で組織する」との規定はありますが、補充についての規定はございません。

委員 : では15名以下で委員数を何名にするか、こういった形で委員を選任するかということについては各審議会へ一任されているということですか。

事務局 : 基本的に委員に欠員が生じた場合は、委員の皆さんの意見をお伺いした上で事務局が選任することとなります。

ただし規定については「委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」との任期に関するものしかありません。

委員 : 補欠委員の任期が規定されているということは補欠を任命するという前提ではないのでしょうか。

事務局 : 補欠委員を選任する場合、今回の2名の委員の方は公共的団体を代表される立場で選任されておられますので、基本的に後任の方については同団体より出ていただくこととなると思います。

委員 : 公共団体等を代表する立場として、多くの方々の意見を集約する形で審議会へ出席されているので、事情により委員の方が出席出来ないのであれば、同団体から後任の方に出席していただいたほうが、より多くの立場の意見を伺えるという点からも有益なのではないかと思います。

委員 : 15名が定員だと思いますので、欠員が生じた場合には後任を新たに任命すべきだと思います。

出席できない委員の方も、出席できないのであれば辞任届を提出すべきだと思います。提出がない以上はどうすることもできないと思います。

委員 : ケース・バイ・ケースではなく、基本に則って処理したほうがよいと思います。

事務局 : 事務局で委員の方の事情、意向を確認した上で、今後の対応を検討いたします。

会長 : 欠員となった委員の後任の取り扱いについてはいかがでしょうか。

委員 : 基本的な規定に従って進めるべきであると考えます。

会長 : 事務局で基本的な規定について確認しておいてもらえますか。

では、この件につきましては事務局で確認をしてもらった上で再度検討することといたします。

会長 : 次に事務局よりまちづくり総合計画審議会の状況、今後の予定等について説明をお願いします。

事務局 : 7月27日に第1回の審議会を行い、以後3部会に分かれて審議を行いまして、9月28日第3回の審議会を最終として10月14日に市長に対して

答申を行う予定となっております。

10月19日には庁内の策定委員会に答申が諮られ、10月29日に議会の全員協議会にて説明される予定で、まちづくり総合計画・基本構想(案)並びに基本計画(案)が12月議会に諮られることとなります。

基本構想(案)の内容としては、目標人口としていた17万人が、想定人口16万人、昼間人口17万人に改められ、「第6章主要プロジェクト」が「第4章ひと・かがやきプロジェクト」として整理され、「第7章推進方策」が「第5章行財政課題」とされ、この中に行政評価制度の導入、期限、目標数値の設定が盛り込まれる予定になっており、以上が主な変更点となっております。

- 会 長 : なにか補足的に説明を求める点や、意見がございましたらどうぞ。
- 委 員 : 行政評価制度について簡単に説明してください。
- 事務局 : 事務事業個別の評価表を作成し、各事業の目標達成率、必要性等について評価を行うというものです。
- 委 員 : 評価表は誰が作成するのでしょうか。
- 事務局 : 課長になります。評価については行政評価委員会を組織してそこで行います。
- 委 員 : 事業の必要性、有用性について第三者を交えて評価を行う事前評価制度というものがありますが、行政評価制度というものがそこまでを包含するものかどうかというのがはっきり分からないのですが。
- 第3者を含めた形での評価でないと本来の機能を果たさないのではないかと思います。
- 事務局 : 外部チェックシステムの導入が謳われておりますので、行政評価委員会には外部の方が参加される形となると思われます。
- 委 員 : それが事前か事後かという点が問題なのです。
- 会 長 : この点については、まちづくり総合計画審議会の答申がなされれば、行政評価制度の内容についてははっきりすると思いますので、そこで再度審議したいと思います。
- 委 員 : 地域審議会と総合計画審議会との関係について、人口の問題については当審議会でも大いに議論し事務局に指摘をした部分ですが、総合計画審議会から同様の指摘があった場合は、すんなりと基本構想(案)が変更されている。
- 地域審議会は有名無実で、屋上屋を架しているだけだとの思いが非常にするのですが皆さんはいかがでしょう。
- 会 長 : 他の多くの委員の方も同じ思いをお持ちだと思いますが、善意に解釈すれば地域審議会と同様のことが総合計画審議会でも指摘されたので事務局側も記述内容の変更を行ったとも考えられますので、ここはそのように解釈い

たしたいと思います。

(3) 意見具申の内容について

会 長 : 本題に入りたいのですが、徳山地区と鹿野地区の地域審議会は意見具申を行わないと聞いておりますので、熊毛地区と協議をして同日に市長に対して意見具申を行うように調整をしたいと考えております。

意見具申の内容につきましては配布しております資料に委員の皆さんより提出していただいた提案を記載しておりますので、提案者の方より簡単に内容について説明をしていただいた後に、皆さんに意見具申を行うべき内容を選択していただき投票を行うという方法が良いのではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

委 員 : 大体いくつぐらい選択したらよろしいですか。

会 長 : 最終的には票が集中したものを選ぶものとして、投票時の選択は5項目程度が適当かと考えておりますが、多少増えても問題ないと考えております。では各委員の方から提案内容の説明をお願いいたします。

委 員 : 「審議会委員の報酬カット」については、前回資料として配布されたものがありますが、市議会議員報酬が高いといった意見も述べておりますので、自分達の報酬カットを提言してはいかがでしょうかということです。

「環境リーダーの制度提言」については、他審議会で審議されておりますので提案を取下げます。

委 員 : 「負の遺産の整理」「遊休資産の利用と不要資産の処分」については、先行投資であちこちに土地を保有していますが、その維持管理費だけでも年間数千万円に及んでいるため、これを速やかに処分すべきであるというのが提案の趣旨です。

会 長 : 「公共交通機関の拡充整備」についても前回説明のあった生活交通活性化委員会にて具体的に協議されていると思いますので、特に具体的なことがなければ除外してもよいのではないのでしょうか。

委 員 : 「審議会委員等の報酬カット」についても報酬審議会で審議されるのでしょうか。

委 員 : 報酬審議会は事務局が準備した議題しか審議しませんので、こういった問題についても議題として取り上げるようにとの意見を述べるという意味で含めてもよいのではないのでしょうか。

会 長 : 福川駅前の整備について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 : 福川交番の建設について建設部長が周南西署に確認いたしましたところ、福川交番の建替えについて候補にはあがっているが、予算的な問題もありこ

こ2～3年のうちに具体的な進展がある見込みはないとの説明だったとのことです。

委員：「児童館管理運営のNPO法人委託化について」という提案について、平成18年度から指定管理者制度というものが導入されるということで、NPO若しくは児童館というものにとらわれずに、もう少し広い意味での提言のほうが良いのではないかと思います。

委員：趣旨を説明させていただきます。

富田東児童館と特定しましたのは、モデルケースとして適当であると考えましたので具体的な施設名を挙げておりますが、将来的には市立美術館、文化会館、総合スポーツセンター等の運営についても管理委託をしていくことを考えております。

会長：指定管理者制度は平成18年度4月1日からの導入ですか。

委員：制度の趣旨とシステムについて説明してください。

事務局：地方自治法の改正により「公の施設」の管理運営について、従来の出資法人、公共的団体等に限定した管理委託制度に代わり、民間企業、NPO法人等への管理委託を可能としたもので、事業許可などの権限についても委譲される点が大きな特徴となります。

委員：NPO法人の育成という意味からも、まずモデルケースを設けて実際にやってみることでNPOも管理運営を行うためのノウハウを得ることが出来ると思いますので、そういった意味からもNPO法人への委託化は必要だと思います。

会長：では内容については以上にいたしまして、紙に書いて投票する形でよろしいでしょうか。

選択は一応5項目程度を目安としてください。

(各委員で意見具申の内容について項目を選択。用紙に記入し提出、集計。)

会長：結果を見ますとかなり意見が分かれましたが、この提案は是非にとのご意見があればこの場でも結構ですのでどうぞ。

委員：市道長田・津木線の整備などを訴えるのにはよいチャンスですし、福川駅前の交番立替についても順番だけの問題だと思いますからきちんと訴えるべきだと思うのですが。

委員：中村地区の農業集落排水事業については必要だと思います。新南陽地区の地域審議会として、旧新南陽地区が合併したことにより不利益を被らないようにという観点から、旧新南陽市のままであればおそらく実現されていたであろうこの事業は象徴的な問題でもありますので、きちんと意見を述べる必要だと思います。

委員：新町～中溝間の整備についても新南陽地区にとっては中心市街地へ出る幹

線であり、西部の土地区画整理事業も行われているので、今意見を述べることはよいタイミングだと思います。

委員： 審議会委員等の報酬カットは、地域審議会から提案するとインパクトがあると思います。

委員： 地域審議会のように実質的な審議を行っている場合には報酬を受けてもよいと思うのですが、ほとんど承認会議のようなものもありますのでそういった場合の報酬はいかなものかと思う場合もあります。ただ個々に対応していくのは困難であるので原則的にカットを行ってというのが委員の方の意見の趣旨だと思います。

実際に個別に内容を精査すればかなり出てくるのではないのでしょうか。

会長： 投票の結果では「新南陽地区における小・中学校の学校図書司書の継続」「福川駅前整備事業」「公園の整備」「児童館管理運営のNPO法人委託化」「旧庁舎の有効活用」「遊休資産の利用と不要資産の処分」「審議会委員等の報酬カット」といったところが票数を獲得しています。

「市道瀬ノ上・津木線整備事業」という提案については、地元も署名運動を行って市長に対して要望書を提出したとの話も聞いておりますので、地域審議会としても行っていったらと思います。

委員： N6が平成17年3月で不燃物の搬入が出来なくなりますので、必然的に桑原処分場の利用という問題が生じてきますが、その際の搬入路という意味からも瀬ノ上・津木線整備の必要性はあると思います。

会長： 「学び交流プラザ整備事業」については、事業内容がはっきりしないため判断しにくい面があったのでしょうか。

委員： 今の時期に大型公共事業というものが必要なのかという面もあると思います。

委員： 提案の中に3項目ほど市道に関するものがありますが、これはやや抽象的になりますが「路作りのポリシーの無さ」「歩行者が優先なのか車が優先なのか」といった点から結果として出てきているのではないかと思いますので3つを統一した形で考えてみてはどうかと考えます。

会長： 「歩行者に対して優しいまちづくりを心がける」ということは当審議会としても意見を述べてきたし、基本計画(案)の中でもそういった記述が見られたと思います。

今回の提案も、より具体的にモデルケースを選ぶなどした形にすればよりよかったのではないのでしょうか。

委員： 県道になりますが産業道路の歩道部分が現在かなり改善されています。我々が求める具体的なイメージはああったものだと思います。

委員：提案書には具体的に記述していたのですが、例えば富田川の右岸は相当部分が法面になっています。これなどは歩道整備されれば歩行者にとって非常に有益だと思います。

これから新設される道路については歩行者に十分配慮された形で造られると思いますが、既設の道路については会長のお話のように具体的な例を挙げて提案することが有効であると思います。

会長：では意見具申は10月末までに市長に対して提出する必要がありますので、内容については10月20日までには作成しておかねばなりません。

よって個々の内容については各委員の方で分担をして、まとめていただきたいと思います。

(「新南陽地区における小・中学校の学校図書司書の継続について」
「市道瀬ノ上・津木線整備事業について」
「福川駅前整備事業について」
「公園整備事業(永源山公園、長田海浜公園、辰尾公園)について」
「農業集落排水事業(中村地区)について」
「児童館管理運営のNPO法人委託化について」
「旧庁舎の有効活用」
「遊休資産の利用と不要資産の処分」
「審議会委員等の報酬カット」
以上9項目について担当委員割当て)

会長：では皆さんには10月18日を最終締め切りとして原稿の提出をお願いいたします。原稿は事務局へ提出してください。

お忙しい中大変ですがよろしく願いいたします。

(4) 次回の開催日程について

会長：18日に原稿の提出をいただいてから取りまとめの作業が必要になりますので、次回の日程につきましては10月22日(金)ではいかがでしょうか。

2名の委員の方はご都合が悪いとのことですが、日程がございませんので10月22日(金)午後2時からということをお願いいたします。

では皆さん本日はありがとうございました。

上記は会議の経過の要点を記載したもので相違ない。

平成16年 月 日

新南陽地区地域審議会 会長